

自転車指導啓発重点路線（大仙警察署）

令和4年5月

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 ながら運転は危険！

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

この路線でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 右側通行
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 一時不停止



【重点路線】 花火通り

➢ 選定理由

- ・ 花火通りには商業施設が多数あり、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。
- ・ 自転車関連の交通事故は少ないものの、いつ発生しても不思議ではない状況
- ・ 自転車利用者のルール違反やマナーについての要望多数

重点路線

